

防災 げけ地近接等危険住宅移転事業補助金

災害危険地域等の住宅をなくし、市内の安全な場所への移転を促進するための新たな制度です。

対象 土砂災害特別警戒区域内にあり、特別警戒区域に指定される日以前に建てられ、現在も居住している住宅

補助額

- ▷住宅除去:上限97万5,000円
- ▷新規住宅購入・建設:金融機関から借り入れた資金の利子相当額に対し上限415万円

※申請方法や条件等は、ホームページまたはお問い合わせください。

☎ 開発調整課 ☎892-0121

福祉 重度障がい者医療助成

対象 次のいずれかに該当する人

- ①身体障がい者手帳1・2級を持っている
- ②療育手帳Aを持っている
- ③療育手帳B1と身体障がい者手帳3～6級を持っている
- ④精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている
- ⑤難病等の受給者証を持っており、障がい年金(または特別児童扶養手当)1級に該当する

※所得制限があります。助成開始は申請月から。

申込・☎ 障がい福祉課 ☎893-6400

くらし 同居・近居促進事業補助金制度

市内に住む親世帯との同居・近居を目的とした住宅の購入・改修に対し補助金を支給しています。

対象 次の要件全てを満たす人(申請時時点)

- ①4/1～令和2年3/31に市外から市内への転入(住民票異動)を行っている
- ②親世帯が市内に5年以上居住している
- ③子世帯が転入する前に1年以上市外に居住しており、中学生以下の子どもがいる
- ④子世帯または親世帯が市内に所有するもので、子世帯が居住するためにいずれかの名義で所有権保存登記または所有権移転登記をしている
- ⑤住宅の購入・改修が平成28年4月1日以降の契約である
- ⑥建築基準法やその他法令に基づき適性に建築された住宅である

補助額 上限20万円

※制度の詳細はお問い合わせください。

☎ 都市計画課 ☎892-0121

防災 ブロック塀等撤去・改修補助制度

工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

対象 次に該当する塀の撤去・改修

▷国・府・市が管理する道路に面するコンクリートブロック塀・石垣・コンクリート塀・レンガ塀・土塀であること

- ▷撤去する塀の高さが60㎝以上であること
- ▷一部撤去の場合は撤去後の塀の高さが全て60㎝以下となること

▷塀が道路に残ったり、水路等の公共施設に突出しないこと

▷改修により新たにブロック塀等を設置する場合は、その高さが全て60㎝以下とし、60㎝を超える部分は軽量のフェンスとすること

▷改修により生垣を設置する場合は、1㎡あたり2本以上連続して植えること

※高さはいずれも道路面からの高さです。

補助額 ①撤去:費用の80%(上限10万円)

②改修:費用の80%(上限20万円)

※②のみの補助を受けることはできません。いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

☎ 営繕課 ☎892-0121

防災 木造住宅耐震化補助制度

耐震診断補助制度

対象 昭和56年5月以前に建築された木造住宅の所有者等

補助額 1戸あたり上限4万5,000円

耐震に関する各種工事等の補助

工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

①耐震改修工事補助制度
工事費用の80%(上限100万円)

②耐震シェルター設置補助制度
設置費用の70%(1戸あたり上限40万円または所得により60万円)

③木造住宅除去補助制度
上限40万円

対象 次の要件全てを満たす人

- ①昭和56年5月以前に建築された木造住宅
- ②耐震診断後の施工
- ③所有者等の属する世帯の課税標準額が507万円未満

※いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

☎ 営繕課 ☎892-0121

福祉 自発的活動支援事業

障がいの者の日常・社会生活での「社会的障壁」を除去する取り組みに補助金を交付します。

対象 市内の障がい者家族や、おおむね10人以上の地域住民団体

補助額 3万円(定数6事業。事業終了後に交付)

実施期間 決定通知後から令和2年3/31

申請書の配布 5/1(水)から障がい福祉課ホームページ <http://www.city.katano.osaka.jp/soshiki/hukushibu/hukusi/>

申込 5/31(金)(消印有効)まで申請書を郵送・持参で障がい福祉課

〒576-0034 天野が原町5-5-1

☎ 障がい福祉課 ☎893-6400

申請 コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを使って、全国のコンビニで証明書が取得できます。

利用時間 6:30～23:00

※12/29～1/3、メンテナンス日を除く。

利用できる店 セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ

取得できる証明 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明書と戸籍の附票の写し(住民登録及び本籍が交野市の人のみ)、最新年度の本人の課税証明書(住民登録が交野市にあり、交野市で課税されている人のみ)

利用に必要なもの マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号

※住民基本台帳カードやマイナンバーの通知カードは利用できません。

☎ 市民課 ☎892-0121

申請 マイナンバーカード土曜日受付・交付

マイナンバーカードの交付通知書を持ち、平日来庁できない人は、手続にお越しください。

また、申請時来庁方式による受付も行っていますので、必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 5/25(土)9:00～12:00

場所 市役所本館1階 市民課

※必ず本人がお越しください。

※混雑時は、お待ちいただくことがあります。

※申請時来庁方式については、ホームページまたは市民課までお問い合わせください。

☎ 市民課 ☎892-0121

notice

お知らせ

制度・業務

出産 産後ケア事業が始まりました

出産後、心身共に不安定な時期に、医療機関や助産院にショートステイやデイサービスを行うことで、お母さんの体と心、育児のサポートを受けることができます。

対象 次の要件全てを満たす市民

▷4か月未満の乳児を養育する

▷家族等から家事・育児の十分な支援が受けられない

▷心身の不調や育児に不安を感じる

▷母子ともに医療行為が必要でない

サービス内容

- ①産婦ケア(母体の管理と生活面の指導)
- ②乳児ケア(発育・発達チェックやスキンケア)
- ③母子ケア(授乳・沐浴指導や家庭での育児に関する指導、心理面のケアや必要な保健指導等)
- ④食事の提供

利用料 ショートステイ:1日5,600円

デイサービス:1日2,800円

利用回数 両方合わせて7回まで

※多胎児は料金の別加算あり。生活保護世帯・市民税非課税世帯は費用減免あり。

申込 妊娠8か月～利用開始予定日7日前に所定の申込書を健康増進課

☎ 健康増進課 ☎893-6405

出産 不育症の助成制度が始まりました

4/1以降に医療機関で受けた不育症治療とその治療に係る検査に要した保険対象外の費用に対し、1回の治療につき、年度内30万円まで助成します。

※「1回の治療」とは、1回の妊娠につき、出産・流産・死産で治療が終わるまでの全ての治療です。

対象 次の要件全てを満たす婚姻中の女性

- ①医療機関で不育症治療の必要があると診断され、治療を受け、治療を終了している
- ②治療期間に夫婦共に市内に住所を有する
- ③申請日および治療期間に法律上の婚姻をしている

申込 1回の治療が終了した日から1年以内に健康増進課へ必要書類を提出

☎ 健康増進課 ☎893-6405